

平成 26 年 11 月 12 日

各 位

学校法人ロザリオ学園・西条聖マリア幼稚園管理下における園児溺死事件に関し

学校安全管理上の問題を検証する第三者委員会

委員長 住 友 剛

委 員 小佐井 良太

委 員 石 井 逸郎

### 【声明】 調査に対する学園側の対応について

学校法人ロザリオ学園・西条聖マリア幼稚園管理下における園児溺死事件に関し学校安全管理上の問題を検証する第三者委員会（以下、「当委員会」といいます。）は、その設置以来、平成 24 年 7 月 20 日、学校法人ロザリオ学園・西条聖マリア幼稚園管理の下行われたお泊まり保育中、愛媛県ふれあいの里付近を流れる加茂川において、吉川慎之介君が溺死するという事件（以下「本件事件」）の原因及び背景要因の解明のため調査を進めております。

本件事件は、西条聖マリア幼稚園の園児ら及びその引率教諭らのみが参加するお泊まり保育中に発生したものであることから、本件事件の全容を解明するために、当委員会は、引率教諭らから本件事件現場における各人らの行動等に関する事情を聴取することが必要不可欠と考えてきました。

学校管理下において子どもたちが死亡する同種の事件が多数発生し続けている現状において、本件事件の原因の特定及び解明は、本件事件の解決のみならず、同種事件を防止し、学校の安全管理体制の整備を行う上で重要な役割を果たすと考えております。

同種の学校事故が繰り返される原因のひとつには、事故原因の特定及び解明が不十分であること、また、事故原因の特定及び解明がなされたとしても、当該事故情報が共有されないという学校側の運営方針及び事後対応の在り方の不備に起因する面もあると言わざるを得ません。

当委員会は、このような状況下において、本件事件の直接の原因となった本件事件現場での事実関係に加え、幼稚園の通常時における運営方針及び事後対応の在り方に関する調査が必要であると判断し、平成 26 年 10 月 8 日及び同月 22 日、引率教員ら及び西条聖マリア幼稚園並びにこれを運営する学校法人ロザリオ学園（以下、これらを合わせて「学園側」といいます。）に対し、本件事件現場における状況等について面談調査を行いたい旨を申し入れ、調査への協力を要請致しました。

しかしながら、学園側からは、民事事件の被告となっている学校法人ロザリオ学園及び教員ら並びに刑事事件の被告人である元西条聖マリア幼稚園園長近藤恵津子氏ら外2名はもちろん、当該民事事件・刑事事件の当事者となっていない学園側関係者からも、民事及び刑事事件に係争中であるとの理由で調査にご協力いただけないとの回答が寄せられました。加えて、民事及び刑事事件において学校法人ロザリオ学園らから委任を受けている弁護士より「引率教員ら及び西条聖マリア幼稚園関係者に対し、直接接触することはお控えください。」という通知書が発送されました。

当委員会の重要な役割のひとつである「再発防止のための原因究明及び適切な事後対応の在り方の検討」という観点からは、当日事件現場に居合わせた教職員や事後対応にあたった法人職員等からの聴取は、当事者の目線に即した実効性ある具体案を提案する上で必要不可欠な作業であり、この作業への協力が得られないことは調査委員会としては非常に残念である次第です。

また、「裁判を理由に外部からの調査に応じない」という学園側の姿勢は、再発防止策や事後対応の望ましいあり方の徹底した追究をその部分で不完全なものにすることであり、幼稚園において、再び深刻事態をくり返す危険性を当該学園側に残し続けることを意味します。

さらにこうした対応は、「子どもの安全」にかかわる紛争の解決において、問題を法的論点のみに還元し、訴訟によって全てを解決しようとする「悪しき訴訟万能主義」に他なりません。被害者遺族にとっても、訴訟を提起しなければ事件の全容が明らかにならないため、やむなく訴訟を提起するという悪循環を引き起こす要因ともなっています。

当委員会としましては、引き続き、関係者に対するヒアリング、調査対象に関する資料の収集等を積極的かつ公平に行い、より多くの判断材料を基に本件事件の原因及び背景要因の解明、並びに同種事故の再発防止に向けて取り組んで行く所存です。

当委員会としては、学園側の今回の調査協力要請に対する一連の対応は、極めて不適切であり、まことに遺憾であることをここに表明せざるを得ません。

今後、当委員会は、学園側の当事者に対する調査を行うことなく、本件事件の原因及び背景要因の解明を行わざるを得ませんが、調査結果につきましては、開示する所存です。

以上